

社団法人日本ペストコントロール協会役員候補者の公募について

社団法人日本ペストコントロール協会（以下「当協会」という。）は、次により役員候補者を公募いたします。

1 公募する役職および人数

理事（常勤理事） 1名（専務理事候補者）

2 就任予定日

平成24年6月1日

3 当協会概要等

別紙「当協会の概要および職務内容書」をご覧ください。

4 選考方法等

（1）選考方法

選考委員会（外部有識者および当協会会長・副会長で構成）により第一次選考（書類審査）、第二次選考（面接）を行い、候補者を選考します。

（2）理事への選任手続き

第二次選考の面接審査により選考された候補者は、当協会理事会で審議した後、総会に上程・選任されます。

5 応募方法

（1）公募期間 平成23年11月11日から平成23年11月24日

（2）応募資格等 別紙「当協会の概要および職務内容書」をご覧ください。

（3）応募書類

①履歴書 学歴、取得資格、職歴等の必要事項を記載し、3か月以内に撮影した上半身正面の写真（縦約4cm×横約3cm）を添付してください。

②自己アピール書 A4版縦（横書）、1500字程度

（4）提出期限 平成23年11月24日 午後5時（当協会必着）

（5）送付先 封筒の表に「理事応募書類在中」と朱書し、簡易書留により下記へ郵送してください。

101-0045 東京都千代田区神田鍛冶町3-3-4 サンクス神田駅前ビル3階
社団法人 日本ペストコントロール協会 事務局あて

6 選考結果の通知

第一次書類審査の選考結果は、応募者全員に合否を通知するとともに、第一次合格者には、第二次面接審査の日程等につきましても併せて通知いたします。

7 その他

- (1) 応募提出書類は、合否に関わらず返却いたしません。
- (2) 提出された書類等の個人情報につきましては、当選考の目的以外には使用いたしません。
- (3) 応募方法に関するお問い合わせは、電話でお受けいたします。
ただし、選考経過および選考結果等に関するお問い合わせにつきましては、お答えいたしかねますので予めご了承ください。

(お問合せ先)

03-5207-6321 (日本ペストコントロール協会：茂手木)

当協会の概要および職務内容書

1 法人名 特例民法法人 社団法人日本ペストコントロール協会

2 法人の業務概要等

(1) 設立年月日 昭和47年3月13日（大臣設立認可）

(2) 設立目的

ねずみ衛生害虫及び人体衛生上の害を与える有害生物（以下「ねずみ衛生害虫等」という。）の防除に関する高度の専門的知識の修得と、技術の向上を図り、全国のねずみ衛生害虫等の防除事業の健全な発展を図り、わが国の環境衛生の保全と防疫活動を推進し、住みよい生活環境の保持増進に寄与貢献することを目的とする。

(3) 業務概要 当協会は、設立の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 1) ねずみ衛生害虫等の防除による衛生環境の向上及び感染症予防に関する活動
- 2) ねずみ衛生害虫等の防除に関する調査研究
- 3) ねずみ衛生害虫等の防除知識の普及と啓発
- 4) ねずみ衛生害虫等の防除に関する高度の技術とその研修
- 5) ねずみ衛生害虫等の防除事業に関する情報の収集、指導
- 6) 資格認証制度の実施
- 7) その他当協会の目的を達成するために必要な事業

3 職務内容

理事会構成員として、当協会の業務に関する重要な事項を議決し、執行する。

なお、理事の互選により、常勤理事は専務理事に選任される場合あり。

専務理事は、当協会の業務運営全般について、会長を補佐し、当協会の会員の理解と協力を得ながらその執行を行う。また、事務局長の職務を兼務する。

4 必要な資格・経験等

- (1) ペストコントロール業・建築衛生及び公衆衛生に精通し、専門的知識を有していること。
- (2) 今後の公益法人改革の方向性に従い、当協会の経営運営に積極的に取り組む意欲を有し、かつ、法人の経営全般に関する十分な知識と経験を有していること。
- (3) 人格高潔であり、心身ともに健康であること。
- (4) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第65条に規定されている「役員になることができない者」に該当しないこと。

5 勤務条件

- (1) 勤務形態 : 常勤
- (2) 任 期 : 2年間・平成24年6月1日～平成26年5月31日
(ただし、平成26年度の総会が5月31日以前のときは、
当該総会の日まで)
- (3) 勤務地 : 当協会（東京都千代田区神田鍛冶町3-3-4）
- (4) 勤務時間 : 役員のため勤務時間、休暇の定めなし
- (5) 給 与 : 当協会役員報酬規程による。概ね年収600万円程度
- (6) その他 : 当協会規程等の定めるところによる

【参考】 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）
（役員の資格等）次に掲げる者は、役員となることができない。

一 法人

二 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者

三 この法律若しくは会社法（平成十七年法律第八十六号）の規定に違反し、又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二百五十五条、第二百五十六条、第二百五十八条から第二百六十条まで若しくは第二百六十二条の罪、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成十二年法律第二百二十九号）第六十五条、第六十六条、第六十八条若しくは第六十九条の罪、会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）第二百六十六条、第二百六十七条、第二百六十九条から第二百七十一条まで若しくは第二百七十三条の罪若しくは破産法（平成十六年法律第七十五号）第二百六十五条、第二百六十六条、第二百六十八条から第二百七十二条まで若しくは第二百七十四条の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

四 前号に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）